

令和 8 年

市議会 9 月定例会議案

知立市

令和 8 年市議会 9 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
安 心	報告第 9 号	令和 7 年度知立市一般会計継続費精算報告書について
下 水	報告第 10 号	令和 7 年度知立市下水道事業会計継続費精算報告書について
財 務	報告第 11 号	令和 7 年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
政 策	報告第 12 号	令和 7 年度知立まちづくり株式会社決算について
	議案第 39 号	令和 8 年度知立市一般会計補正予算（第 3 号）
市 民	議案第 40 号	知立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 41 号	知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
こども	議案第 42 号	知立市児童クラブの実施に関する条例の一部を改正する条例
環 境	議案第 43 号	知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
建 築	議案第 44 号	知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 45 号	調停の申立てについて
水 道	議案第 46 号	令和 7 年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第 47 号	令和 8 年度知立市一般会計補正予算（第 4 号）
国 保	議案第 48 号	令和 8 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 49 号	令和 8 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
国 保	議案第 50 号	令和 8 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	認定第 1 号	令和 7 年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について
国 保	認定第 2 号	令和 7 年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

所 管	番 号	案 件
財 務	認定第 3 号	令和 7 年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
長 寿	認定第 4 号	令和 7 年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
国 保	認定第 5 号	令和 7 年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
水 道	認定第 6 号	令和 7 年度知立市水道事業会計決算認定について
下 水	認定第 7 号	令和 7 年度知立市下水道事業会計決算認定について

報告第 9 号

令和 7 年度知立市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定に基づき定めた継続費の金額を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

令和 7 年度 知立市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
9 消防費	1 消防費	同報無線整備事業	令和6年度	108,192,000		108,100,000		92,000	39,558,000		39,500,000		58,000	68,634,000		68,600,000		34,000
			令和7年度	154,673,000		154,600,000		73,000	187,042,000		186,900,000		142,000	△ 32,369,000		△ 32,300,000		△ 69,000
			計	262,865,000		262,700,000		165,000	226,600,000		226,400,000		200,000	36,265,000		36,300,000		△ 35,000

報告第 10 号

令和 7 年度知立市下水道事業会計継続費精算報告書について

令和 7 年度知立市下水道事業会計継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

令和7年度 知立市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画						実 績						比 較					
				年割額	左の財源内訳					支払義務発生額	左の財源内訳					年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳				
					企業債	出資金	国庫補助金	建設改良積立金	損益勘定留保資金		企業債	出資金	国庫補助金	建設改良積立金	損益勘定留保資金		企業債	出資金	国庫補助金	建設改良積立金	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水施設整備事業(落合ポンプ場雨水オーバーホール修繕)	令和6年度	円0	円	円	円	円	円	円0	円	円	円	円	円	円0	円	円	円	円	円
			令和7年度	35,915,000					35,915,000	35,310,000					35,310,000	605,000					605,000
			計	35,915,000					35,915,000	35,310,000					35,310,000	605,000					605,000

報告第 1 1 号

令和 7 年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 2 2 条第 1 項に規定する公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

1 健全化判断比率

（単位：％）

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	1 2 . 7 3
連結実質赤字比率	－	1 7 . 7 3
実質公債費比率	2 . 0	2 5 . 0
将来負担比率	－	3 5 0 . 0

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

2 公営企業の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	2 0 . 0
下水道事業会計	－	2 0 . 0

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

報告第 1 2 号

令和 7 年度知立まちづくり株式会社決算について

知立まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に準じ、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

議案第 40 号

知立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

知立市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年知立市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 1 号

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

知立市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年知立市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 2 の項を削る。

別表第 2 中 1 2 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 2 号

知立市児童クラブの実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市児童クラブの実施に関する条例の一部を改正する条例

知立市児童クラブの実施に関する条例（平成 2 8 年知立市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 項中「土曜日」の次に「、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の知立市児童クラブの実施に関する条例の規定による利用の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

この案を提出するのは、児童クラブの祝日開所のため必要があるからである。

議案第 4 3 号

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和 4 8 年知立市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 4 号

知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す
る条例

知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 2 年知立市
条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「同項に規定する数値に満たない高さの部分をも有する建築物で、
その部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 2 分の 1 未満であるも
の」を「次に掲げる建築物」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項に規定する数値に満たない高さの部分をも有する建築物で、その部分の水
平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 2 分の 1 未満であるもの
- (2) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画
施設の区域内における建築物
- (3) 高架の工作物内に設ける建築物

別表第 1 上重原地区整備計画区域の項中「（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）」を削
り、同表に次のように加える。

八 橋 山 田 谷 地 区 整 備 計 画 区 域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された西三河都市 計画八橋山田谷地区計画において地区整備計画が定められた区 域
---------------------------------	--

別表第 2 中

物置、車庫 その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5 m以下で、かつ、外壁等の距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10 m²以内の建築物等	を	物置、車庫 その他これらに類する用途に供する建築物等で、次のいずれかに該当するもの (1) 外壁を有しないもの (2) 軒の高さが2.5 m以下で、外壁等の距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10 m²以内のもの	に改め、同表に次のように加える。
---	---	--	------------------

八橋山 田谷地 区整備 計画区 域		法別表第2（い）項 第1号から第3号ま で、第6号及び第8 号から第10号まで に掲げる建築物以外 の建築物	100	200	1.0	0.5	物置、車庫 その他これ らに類する 用途に供す る建築物等 で、次のい ずれかに該 当するもの (1) 外壁を 有しない もの (2) 軒の高 さが2. 5m以下 で、外壁 等の距離 の限度に 満たない 部分の床 面積の合 計が10 m ² 以内の もの		10
-------------------------------	--	---	-----	-----	-----	-----	--	--	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地区整備計画において、建築物に関する制限の緩和規定の整備及び区域の追加に伴い、適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を確保するため必要があるからである。

議案第 4 5 号

調停の申立てについて

次のとおり調停を申し立てるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

1 相手方

水路が存在する土地の所有者

2 申立ての趣旨

相手方所有地に存在する水路（以下「本件水路」という。）の維持管理方法等について、円満に調整するとの調停を求めるもの

3 申立ての理由

相手方は、平成 2 6 年 1 0 月に、本件水路にかかる諸費用を市に請求したことを発端として、主として本件水路のために相手方所有の土地の利用が妨げられていること的不满を主張して市に対して種々の要求をしてきており、市は、可能な限りの解決案を提案しながら断続的に協議を重ねてきたものの、交渉の度に相手方の要求が変化するため交渉はまとまらない状況である。さらに、相手方は、令和 9 年 6 月には本件水路自体を遮断すると主張しており、本件水路の上流にて越水が起こるなど周辺住民の生活に著しい影響が及ぶことが懸念されることから、本件水路の維持管理方法等について協議を成立させるため、調停を申し立てるものである。

4 申立て後の方針

- (1) この調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と調停を成立させるものとする。
- (2) この調停が不調になった場合又は必要があるときは、相手方による水路遮断を防止するための仮処分を申し立て、及び本案訴訟を提起するものとする。

提案理由

この案を提出するのは、水路の維持管理方法等について相手方との協議を成立させるため必要があるからである。

議案第 4 6 号

令和 7 年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金 9 3 1 , 5 5 7 , 8 6 7 円のうち、9 6 , 2 3 5 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、3 0 6 , 1 8 0 , 6 4 7 円を資本金に組み入れて、残余を翌年度に繰り越すため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

知立市長 石 川 智 子

提案理由

この案を提出するのは、令和 7 年度未処分利益剰余金の一部を処分し、減債積立金に積み立て、及び資本金に組み入れるため必要があるからである。